

## 国立歴史民俗博物館共同研究員取扱細則

〔平成20年10月28日〕  
〔歴博規第70号〕

(趣旨)

第1条 この細則は、人間文化研究機構共同研究員規程（平成16年11月15日人間文化研究機構規程第63号）第10条の規定に基づき、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）における共同研究員の受入れに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 共同研究員とは、博物館の研究計画に基づく共同研究及び各種事業（以下「共同研究等」という。）に参加し、博物館の研究教育職員と共同して研究を行う館外研究者をいう。

(資格)

第3条 共同研究員として受け入れることのできる者は、大学その他の研究機関に勤務する研究者若しくは、これと同等の研究能力を有する研究者で、研究内容が博物館の共同研究として優れた研究成果を期待できる者とする。

(委嘱)

第4条 共同研究員は、国立歴史民俗博物館運営会議の議を経て、館長がこれを委嘱する。

(施設等の利用)

第5条 共同研究員は、当該共同研究等のために、博物館内の施設、設備及び文献その他の資料等を利用することができる。

(知的財産等の取扱い)

第6条 共同研究等における知的財産等の取扱いは、人間文化研究機構知的財産規則によるものとする。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、共同研究員の受入れに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成20年11月1日から施行する。